

富士市建設工事における最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事の競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び第167条の13並びに富士市契約規則（昭和44年富士市規則第25号）第16条の2及び第19条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行を確保するための最低制限価格の取り扱いについて必要な事項を定める。

(対象とする契約)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、予定価格が130万円以上の建設工事で、かつ、富士市低入札価格取扱要領（平成13年4月1日施行）の適用を受けない競争入札による建設工事の請負契約とする。

(最低制限価格を下回る価格の入札)

第3条 入札執行者（富士市専決代決規程（昭和45年富士市訓令乙第5号。以下「専決代決規程」という。）別表第2に規定する決裁権者をいう。以下同じ。）は、予定価格の範囲内において、最低の価格で入札を行った者の入札額が最低制限価格（契約の内容に適合した履行を確保するため、第4条の規定により設定した落札価格の最低限度額をいう。以下同じ。）未満の価格での入札となった場合にはその者の入札を無効とし、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は次の方法により算定するものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
  - ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
  - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 特別なものについては、(1)の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- (3) 前2号の額を適用する場合において、消費税及び地方消費税相当額を加算する前の額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。
- (4) 当該工事の特殊性が著しく顕著でこれらの規定により難しい場合においては、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

2 最低制限価格は、入札執行者が決定するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

- 附 則  
この要領は、平成27年8月3日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成28年7月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成29年5月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、令和元年5月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、令和4年4月1日から施行する。